

第26回参议院議員選挙北海道選挙区立候補予定者

様

アイヌ政策についての公開質問状

アイヌ政策検討市民会議 代表 丸山博
札幌市中央区南1条西5丁目愛生館ビル5階
さっぽろ自由学校「遊」気付

(質問の趣旨)

私たちアイヌ政策検討市民会議は、2016年の設立以来、「現状のアイヌ政策について開かれた場で批判的に検討し、問題点を広く市民社会と共有しながら、国や道主導から当事者アイヌの自決権に基づくものへと転換するための基盤、すなわち代替策をつくり、日本政府や国連人権監視機関など国内外の関係諸機関に提示する」ことを目的に活動を続けてきました。(HP <https://ainupolicy.jimdofree.com>)

アイヌ施策推進法(2019年)に象徴される現行のアイヌ政策は、「先住民族の権利に関する国連宣言」はもとより、法的拘束力のある国際人権規約などの国際人権法も無視して進められているものであり、国際基準の先住民族政策からかけ離れています。推進法の施行後2年を経過した昨年、私たちはアイヌ諸団体所属の方々にアンケート調査を行いました。その結果、推進法が多くの人々の意見を反映しないものであることが改めて浮き彫りになりました。

そもそも、今日のアイヌ政策の骨子を形作った「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の構成員中アイヌは1名だけでした。その後、内閣府に設置されたアイヌ政策推進会議でもアイヌはわずか4名であり、国際基準の当事者主権からはほど遠い現状です。なお、アイヌ政策推進会議は、昨年6月に3年ぶりに開催されて以降、岸田政権では一度も開催されず、実施状況の評価は放置されています。

こうしたアイヌ政策の現状は日本の人権状況の反映でもあるといえます。昨年3月、テレビ番組でのアイヌ差別、オリンピック・パラリンピックの強行過程での女性差別、障害者差別、ユダヤ人差別、更には名古屋入管におけるスリランカ女性死亡事件等は、日本社会の差別の現実を露わにしました。しかし、根本的な改善策はなおざりにされたままです。政治の責任は重大です。

次期参议院選挙に向けて、貴殿のアイヌ政策に関するアンケートを求め、投票に当たっての参考に資するものとして広く公開したいと考えます。ご協力をお願いします。

■ご回答の方法

同封の返信用封筒にて郵送いただくか、オンラインあるいはFAXにてお送りください。

※ 郵送先：〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目愛生館ビル5階
さっぽろ自由学校「遊」気付 アイヌ政策検討市民会議 宛

※ FAX. 011-252-6751

※ 以下の google form より、オンラインでの回答が可能です。

<https://forms.gle/MX3LeySjDrBgt2qr7>



QR コード→

■ご回答の〆切

6月30日（木）までをお願いいたします。

■ご回答の公開

締め切り期日までに届いたご回答は、投票の参考となるよう、ホームページ、マスコミ等で公開させていただきます。

公開質問状

問 1. アイヌは日本の先住民族であることを認めますか。

問 2. 日本政府は近代以降、アイヌモシッをアイヌに断りなく一方的に奪い、アイヌの生活基盤をすべて破壊し、和人社会をつくってきました。それは「北海道旧土人保護法」に象徴される同化政策といわれます。日本政府は、国際社会の一員として、これを歴史的不正義としてとらえ、反省、謝罪、補償すべきと考えますか。

問 3. アイヌ施策推進法第 4 条では、アイヌであることを理由とした差別を禁止していますが、ネット上では依然としてアイヌに対するヘイトスピーチが横行するなど、実効性はありません。アイヌ差別をはじめとするあらゆる差別を禁止する実効性のある包括的法整備は必要だと考えますか。

問 4. アイヌ施策推進法では、「先住民族の権利に関する国連宣言」が求めている先住民族の自己決定権をはじめ、土地、資源、領土に関する権利保障という先住権が全く触れられていません。例えば、儀式用のサケ採捕においてすら道の許可が必要とされたままの現状です。アイヌは上記の「国連宣言」に示された全ての先住権を保障されるべきと考えますか。

問 5. アイヌ施策推進法の附則では、施行から 5 年後（2024 年）の見直しに言及しています。現時点での見直しの可否と、その理由を伺います。

問 6. 貴立候補予定者は選挙政策にアイヌ政策を掲げていますか。掲げていればその内容をお知らせください。

ご回答、ありがとうございました。